

報告第3号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の  
報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月8日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

## 処 分 事 項

## 和解

| 専決年月日               | 和解の相手方         | 事件の概要   | 和解事項   |
|---------------------|----------------|---|--|
| 平成 27 年<br>3 月 26 日 | ■■■■■<br>■■■■■ | 平成 27 年 2 月 25 日午前 9 時 40 分頃、羽曳野市古市 1523 番地付近において、循環バスが直進していた際、前方左側道路から左折してきた相手方車両に衝突され、循環バスの左後部が損傷したものの。 | (1) 本件事故の責任割合については、市を 10%、相手方を 90%とする。<br>(2) 相手方は、本市に対し事故に関する一切の損害賠償請求権及びその余の請求権を放棄する。<br>(3) 相手方は、本市に対し事故に関する一切の損害賠償金として 211,896 円を支払う。<br>(4) 本市は、相手方に対しその余の請求権を放棄する。 |

## 処 分 事 項

## 損害賠償額の決定及び和解

| 専決年月日               | 損害賠償の額    | 損害賠償の相手方       | 事件の概要   | 和解事項  |
|---------------------|-----------|----------------|---|---|
| 平成 27 年<br>4 月 15 日 | 133,500 円 | ■■■■■<br>■■■■■ | 平成 27 年 3 月 24 日午後 4 時 35 分頃、羽曳野市野々上 4 丁目 5 番 19 号共同住宅駐車場において、公用車が後進した際、駐車場柱に衝突し損傷させたものの。 | (1) 本件事故の責任割合については、市を 100%、相手方を 0%とする。<br>(2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。<br>(3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。 |

|                             |                 |                        |   |   |
|-----------------------------|-----------------|------------------------|---|---|
| <p>平成 27 年<br/>4 月 21 日</p> | <p>69,236 円</p> | <p>■■■■■<br/>■■■■■</p> | <p>平成 27 年 2 月 6 日午前 10 時 45 分頃、羽曳野市島泉 5 丁目 1 番 20 号付近において、公用車が直進時に脇道より出てきた自転車とすれ違いざまに接触し、自転車を損傷及び怪我をさせたもの。</p> | <p>(1) 本件事故の責任割合については、市を 50%、相手方を 50%とする。<br/> (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。<br/> (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。<br/> (4) 相手方は、本市に対し事故に関する一切の損害賠償金として 2,565 円を支払う。<br/> (5) 本市は、相手方に対しその余の請求権を放棄する。</p> |
| <p>平成 27 年<br/>5 月 14 日</p> | <p>11,200 円</p> | <p>■■■■■<br/>■■■■■</p> | <p>平成 27 年 4 月 16 日午前 6 時 30 分頃、相手方が自家用車を運転し石川河川敷内管理用道路を北から南へ進行中、道路に陥没があり、右前輪が陥没箇所にはまった為、右前輪タイヤが損傷したもの。</p>     | <p>(1) 本件事故の責任割合については、市を 80%、相手方を 20%とする。<br/> (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。<br/> (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。</p>  |